

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

講座の名称	調理師科		
実施方法	① 通学 (<u>昼間</u> ・ 夜間 ・ 土日) ② 通信 スクーリング(回数 回)		
指定講座番号	6	9	0 0 7 — 2 0 2 0 0 1 — 6
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間	過去一 年の講 座実績	入講者数(27 人) 修了者数 (27 人)
H17 年 4 月 1 日	R5 年 9 月 30 日まで		
訓練期間	12ヶ月		総訓練時間 990時間
1. 教育訓練目標			
①取得目標とする資格の名称、目標レベル	<input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 (調理師) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 () <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム () <input type="checkbox"/> 専門職大学院 () <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム () <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 () <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 () <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 () 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等		
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	厚生労働省		
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	1年間で卒業単位(33単位)を修得したことにより卒業が認定されること。		
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	食堂、レストラン、専門料理店、ホテル旅館、 集団給食などの調理業務 外食産業、ホテル業界、給食などの大量調理		
2. 教育訓練の内容			
教科 (カリキュラム)	時間	使用教材名	
公衆衛生学	90	食生活と健康	
栄養学	60	食品と栄養の特性	
食品学	90	食品と栄養の特性	
食品衛生学	120	食品の安全と衛生	
食品衛生学実習	30	食品の安全と衛生	
調理理論	120	調理理論と食文化概論	
食文化概論	60	調理理論と食文化概論	
日本料理	75	調理実習、新調理実習ノート、 別冊調理実習必携レシピ集、 新ビジュアル食品成分表	
西洋料理	75	調理実習、新調理実習ノート、 別冊調理実習必携レシピ集、 新ビジュアル食品成分表	
中国料理	72	調理実習、新調理実習ノート、 別冊調理実習必携レシピ集、 新ビジュアル食品成分表	
調理実習(校外)	60	調理実習、新調理実習ノート、 別冊調理実習必携レシピ集、 新ビジュアル食品成分表	
調理実習(製菓)和菓子・洋菓子	18	調理実習、新調理実習ノート、 別冊調理実習必携レシピ集、 新ビジュアル食品成分表	
総合調理実習 I	39	総合調理実習	
フードビジネス	25	総合調理実習	
接客サービス I	26	総合調理実習	
食育 I	30	食育インストラクター教本	

専門実践教育訓練明示書

3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）				
①受講するに当たって必要な実務経験等	特になし。			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	高等学校卒業程度			
③その他				
4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況				
(1)資格取得状況				
① 前年度の修了者数	27	人		
② ①に係る教育訓練の入講者数	0	人		
③ ②のうち目標資格の受験者数		人	受験率(③/②)	%
④ ③のうち合格者数		人	合格率(④/③)	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	25	人		
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	0	人		
<p>※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。</p> <p>※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。</p>				
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法及びそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法				
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	カリキュラムの進行に応じたテストを実施し習得度を確認している。 実習、試験を70点満点、授業態度20点満点、出席10点満点の合計100点満点の成績とする。60点以上を単位の認定とする。(本校学則細則9条～13条)全学科の単位取得が卒業及び進級の基準。 基準に満たない者は補習、追試を受けることができる。			

専門実践教育訓練明示書

6. 受講効果の把握方法															
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	実習、試験を70点満点、授業態度20点満点、出席10点満点の合計100点満点の成績とする。60点以上を単位の認定とする。(本校学則細則9条～13条)全学科の単位取得が卒業及び進級の基準														
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	カリキュラムの進行に応じたテストを実施し習得度を確認している。基準に満たない者は補習、追試を受けることができる。														
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	出席時数が3分の2に達しないものは、その科目について評価を受けることができない。 また、科目の平均点(3学期の平均)の評価が60点未満の者又は実習評価が不合格の者、未修得科目のある者は、進級・卒業はできない。														
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	学期末には座学、実習ともにテストを実施し、習得度を確認している。基準に満たない者は補講、追試を受講させレベル到達を図る。														
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法															
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	調理実習試験の目標に到達できず、放課後自主的に練習を行っている学生に対し、技術指導及び補修を行う。														
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	資格関連職種の求人情報は随時公開し、就職担当者が本人の希望職種と企業側の要望を踏まえ受講者一人一人と企業とのマッチングを行う。														
8. その他の事項															
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人 古屋学園		(代表者名: 古屋 貞良)												
住所及び連絡先	山梨県甲府市中町264		TEL 055-242-2223												
施設名称及び施設長名	山梨秀峰調理師専門学校		(施設長: 校長 古屋 貞良)												
住所及び連絡先	山梨県甲府市中町264		TEL 055-242-2223												
苦情受付者	氏名 渡邊 恵美子 所属 事務長	事務担当者	氏名 樋口 順子 所属 庶務部												
連絡先	TEL 055-242-2223	連絡先	TEL 055-242-2223												
専門実践教育訓練経費 支払い方法	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		円												
① 一括払	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	150,000 円													
② 分割払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	円	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <table style="border: none;"> <tr><td>第1期</td><td style="text-align: right;">545,210 円</td></tr> <tr><td>第2期</td><td style="text-align: right;">505,400 円</td></tr> <tr><td>第3期</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>第4期</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>第5期</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>第6期</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table> </div>	第1期	545,210 円	第2期	505,400 円	第3期	円	第4期	円	第5期	円	第6期	円
第1期	545,210 円														
第2期	505,400 円														
第3期	円														
第4期	円														
第5期	円														
第6期	円														
③ 両方可能		(うち、必須教材費 50,610 円)													
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		円												
	① 任意の教材費(税込額)	63,580 円													
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	13,810 円													
	③ 施設維持費(税込額)	65,000 円													
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	7,000 円													
		1,350,000 円													